

# 文化としての岐阜の都市空間に関する研究・その4

## －旧岐阜県庁舎の建設過程・設計者・意匠－

### Study on urban space of Gifu as culture vol.4

#### -From the viewpoint of Architectural studies of former Gifu prefectural office building-

柳田 良造                      清水 隆宏\*

Ryozo YANAGIDA      Takahiro SHIMIZU

\* 岐阜工業高等専門学校

#### Abstract

In a urban space of Gifu the existence of the living space in the multitiered structure that has a historical layer can be read .While solving the historical layer of urban space in Gifu. This study clarifies the construction process ,architects,and a design of the former Gifu prefectural office building ,and considered the meaning of historical building preservation.

Keyword : 岐阜, 県庁舎, 文化財, 建築家, 意匠

#### 1. はじめに

旧岐阜県庁舎（岐阜総合庁舎）は、岐阜県岐阜市の中心市街地北辺、岐阜地裁、地検、岐阜市民会館等が連なる公共施設ゾーンの一角、司町にその敷地を構える。明治7年(1874)竣工の初代について、第2代の岐阜県庁舎として大正13年(1924)10月に鉄筋コンクリート造地上3階一部屋階付で、竣工する。以降、県庁舎が藪田地区に移転、新築される昭和41年(1966)まで、岐阜県庁舎、県会議事堂庁舎として利用される。

この旧岐阜県庁舎に関する調査は、耐震性を目的にした調査が平成14年（2002）以来2度実施されていたが、平成24年(2012)旧岐阜県庁舎の建築史学上、文化財的価値を裏付け、その経緯、構造、意匠、技法等について記録、保存するとともに、ひいては今後の保存・活用計画の基礎資料とするための調査が、岐阜県の委託により日本建築学会東海支部岐阜支所によって行われた。

旧岐阜県庁舎については、筆者はすでに岐阜市立女子短期大学研究紀要第61輯（平成24年3月）で「文化としての岐阜の都市空間に関する研究・その3－歴史的建造物の保全を考える－」と題して、旧岐阜県庁舎の保存をめぐる運動についての論考をまとめている。旧岐阜県庁舎はその後の経緯の中、南側正面部分（建物の約半分の面積）が保存されることになり、北側および東西棟の部分解体の工事が平成25年(2013)10月より開始されている。

本論考は今回の旧岐阜県庁舎の建築史学上の価値を裏付ける調査に参加したメンバーとして、旧岐阜県庁舎の建築

物としての成立の背景、その建築計画、意匠の特徴を明らかにするものである。

#### 2. 岐阜県庁舎の歴史

##### 2.1 明治期建設の県庁舎について

明治4年(1871)の廃藩置県およびその後の府県統合により、笠松県など9つの県が合併して誕生した岐阜県は当初、もと笠松陣屋であった旧笠松県庁舎（羽島郡笠松町）を庁舎として使用した。合併により、県民や管理する土地は増大し職員数も増えたことから、新庁舎建築は早急な課題となり、明治6年(1873)3月、厚見郡今泉村（現、岐阜市西野町）本願寺岐阜別院を借り受けて、仮庁舎として移転することになった。

明治6年(1873)11月、岐阜市司町の地に建設が始められた新庁舎（岐阜県庁舎としては初代の庁舎）は、翌年6月に完成する。4,636,785円の新築費を費やした新庁舎は、高塀で囲われた敷地に建つ、木造平屋建て瓦葺きの建物で、正面玄関の妻壁には菊の紋章が掲げられている様子が、図1（『岐阜県史』所収）などに確認できる。正門は、木造の伝統的な冠木門の時代もあったようだ（図2『岐阜県写真帖』）。明治32年(1899)から大正13年(1924)末（または14年始め）頃まで、県の職員として勤めていた松尾国松（後に岐阜市長を約21年務めた）の回顧録（『八十年の回顧』）によれば、「木造カワラブキの建築で高さ約三メートルの木のサクでかこまれていた。黒く塗ったヒノキの角材の大きな表門が、まるで昔の関所のようにいかめしく建っていた。表門を入ると



図1 明治7年竣工の岐阜県庁舎初代庁舎と正門（『岐阜県史』所収）



図2 初代県庁舎とオペリスク風の正門柱（『岐阜市街新全図』所収）

つきあたりに正面玄関の式台があった。」とある。

初代の県庁舎は、明治24年(1891)の濃尾地震や台風などの被害に遭いながらも、修繕を繰り返し使用されていたことが分かっており、当初の洋風の門が地震により倒壊した後に冠木門形式で再建された可能性があることなど、上記の資料間による相違は被災による修理前後の形態の違いを表していると推測できる。

さらに、『岐阜県史』には、高塚で囲まれた敷地内には本庁舎の他、「玄関・広間・湯呑場・詮議場・門番所・囚人溜及び附属施設があった」ことが記されている。

## 2.2 大正初期の県庁舎計画案について

大正13年(1924)に同所に建てられた鉄筋コンクリート造地上3階一部屋階付の、県会議事堂を併設した庁舎が今回対象の建築であるが、その前に大正初期に作成され、実現されなかった計画案が残っている(図3、4、「宮川家文書」)所蔵 岐阜県歴史資料館)。大正13年(1924)に建設された庁舎と同じ場所に計画され、東西に長い左右対称型の平面構成(ただし、山の字形ではなくH字形)、窓が整然と並んだ立面構成、中央に階段ホール・正面最上階に正庁・最上階東南隅に知事室を配置するといった基本的なところは共通している。しかし、計画案は円形の階段ホール、半円形の議場となる点で大きく異なっており、実施案への直接的な影響はないと考えられる。なお、大正13年(1924)の庁舎の



図4 大正初期の実現されなかった計画案平面図（「宮川家文書」<sup>注1</sup>）

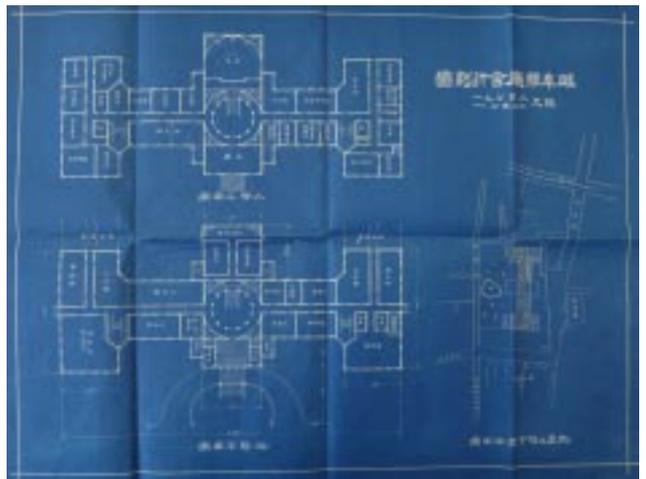


図4 大正初期の実現されなかった計画案平面図（「宮川家文書」）

装飾的特徴の1つである長六角形の形が、計画案の平面(例えば、2階西にある副議長室と階段室の部分)にも確認できるところは興味深い点である。

## 3. 旧岐阜県庁舎の建設

### 3.1 建設費用問題

明治後期から大正時代の、岐阜県歳出予算における「県庁舎修繕費」「県庁舎建築費」を表1にまとめた。物価上昇の影響も考えられるが、修繕費が徐々に増加しつつある状況や、建築費つまり庁舎新築のための予算は景気に左右されつつ散発的に計上されるのみで(年度によっては議決額0円とする場合も)あることが読み取れる。以下の明治42年(1909)の通常県会における県事務官の答弁が、当時の状況をよく表している。「今の県庁では不完全であるが改築には巨額の金がいり、(略)財力に余裕が生じた時に改築の計画をしたい」(『岐阜県議会誌』)。

廃川敷地や株券を処理することで、県民に直接負担を掛けずに財源を確保できる目処が立ち、大正10年(1921)の通常県会において翌11年から3年間総額150万円で新庁舎を建築することが可決された。当時、関係機関に提出された資料には建替えるべきとする建築的理由が、次の通り綴られている。「事務室倉庫共二狭隘」「明治二十四年ノ大震災二八殆

表1 岐阜県歳出予算における「県庁舎修繕費」と「県庁舎建築費」

予算年度	県庁舎修繕費			県庁舎建築費		
	原案額	議決額	追加予算	原案額	議決額	
明治	31年度	660	560	—	862,950	0
	32年度	500	原案通り	—	2,000	原案通り
	33年度	500	原案通り	—	—	—
	34年度	733,259	原案通り	—	90	原案通り
	35年度	500	原案通り	—	70	原案通り
	36年度	1,020	500	—	—	—
	37年度	1,329,570	600	—	—	—
			300	(更正)		
	38年度	360	原案通り	—	—	—
	39年度	838	原案通り	—	—	—
	40年度	1,051	原案通り	—	—	—
	41年度	788	原案通り	—	—	—
	42年度	1,312	原案通り	—	—	—
	43年度	1,117	原案通り	—	4,317	0
44年度	1,753	原案通り	—	—	—	
大正	元年度	816	原案通り	—	2,490	原案通り
	2年度	931	原案通り	—	—	—
	3年度	648	原案通り	—	—	—
	4年度	858	原案通り	—	1,104	原案通り
	5年度	2,967	原案通り	—	—	—
	6年度	2,715	原案通り	—	—	—
	7年度	2,171	原案通り	—	—	—
	8年度	1,896	原案通り	—	—	—
	9年度	3,126	原案通り	395	—	—
	10年度	2,654	原案通り	2,150	—	—
	11年度	1,948	原案通り	—	180,200	原案通り
	12年度	135	原案通り	—	790,000	原案通り
	13年度	135	原案通り	—	400,000	原案通り
	14年度	2,271	原案通り	—	—	—
昭和	元年度	2,799	原案通り	—	—	—

(単位:円)

『岐阜県議会誌』の記述を基に作成。

ンド半潰ノ大破損」採光不十分ニシテ曇天雨天ノ日ハ陰鬱」。また、県会議事堂の新築についても、「其構造間取等議事堂トシテハ其体裁ヲ備ヘズ 且狭隘ニシテ不便少カラザルモノアリ(略)県庁舎トハ稍隔タリタル別個ノ建物ニ存スルガ為(略)不都合ヲ感ズルコト多大ナリ」と記されている(以上、「岐阜県庁改築理由及沿革並改築計画ノ概要」より)。

### 3.2 建築顧問矢橋賢吉および佐野利器と設計及監督者

旧岐阜県庁舎は、大正12年(1923)6月1日に着工し、翌13年(1924)10月15日竣工した。建築顧問として矢橋賢吉および佐野利器、設計及監督に清水正喜、建築主体工事は錢高組が請負っている。鉄筋コンクリート構造3階建て、総延床面積は約9,400㎡(庁舎:約7,750㎡、議会他:約1,650㎡)である。多くの庁舎建築を手掛けたことで知られる矢橋賢吉が、岐阜県美濃赤坂の出身であることは興味深い。耐震構造の権威である佐野利器が、どの時期からどの程度関与したか定かではない。しかし、着工3ヶ月後に発生し

た関東大震災により、構造を見直し設計変更したと伝えられていることと無関係ではないだろう。

現建物の外観に近い意匠に高塔をつけた計画案の透視図が残されている(図5)。関東大震災後の構造の見直しにより、具体的にどのような設計変更がなされたのか、例えばこの高塔付きの案が見直され、現建物の外観になったのかどうか、残念ながら確認できる資料は見つかっていない。



図5 高塔付き設計計画案透視図(「宮川家文書」)

透視図を検討すると高塔が設けられた平面的位置としては階段ホールの上部が推定できる。今回の調査で、階段ホールを構成している12本の柱のスペンが他の部分に比べ小さいこと、また階段ホール上部の屋階部分の柱が屋階を構成するだけにしては大き過ぎることなどを明らかにすることができた。これらの事実が高塔を支える構造体の存在を裏付ける要素といえるかどうか、にわかには断定はできない。しかし高塔計画案が構想案というよりは、実施案としてある程度進んでいたものであった可能性は高まったといえよう。今後、さらに調査を進めたい。

建築顧問の矢橋賢吉(図6)についてふれると、矢橋は明治2年(1869)岐阜県美濃赤坂の地に生まれ、旧制大垣中学、一高と進み、明治27年(1894)に東京帝国大学工科大学造家学科(現、東京大学工学部建築学科)を卒業した。同級生には遠藤於菟、野口孫市、大沢三之助がいるが、遠藤於菟は日本における鉄筋コンクリート技術の先駆者の一人となり、野口孫市は住友家のお抱え建築家として大阪府立中之島図書館や心齋橋などの傑作を大阪に残すなど、俊英ぞろいであった。また矢橋大理石商店を創業した矢橋亮吉は従兄にあたる。

矢橋は卒業後すぐに長崎税関監視部庁舎新築設計および監督を依頼された後、明治29年(1896)10月より、臨時葉煙草取扱所建築部技師となった。その後大阪土木株式会社造家技師や工手学校造家学科教授などの仕事に携わっていくが、明治35年(1902)からは大蔵技師を兼任し、米國博覧會贊同準備委員として訪米、同39年(1906)には大韓帝國政府度支部大韓醫院の建築工事臨時監督として訪韓、翌年に再度訪韓するなど、国内のみならず精力的に活躍しはじめる。明治40年(1907)には、千葉県庁舎と県会議事堂



図6 矢橋賢吉（日本建築学会「建築雑誌」1927.7）より

の設計および監督を担当、同43年(1910)議院建築準備委員会事務、大正2年(1913)大蔵大臣官房営繕課長、同7年(1918)臨時議院建築局工営部長、同8年(1919)大蔵大臣官房臨時建築課長、同12年(1923)臨時営繕局工営部長など様々な要職を兼任・歴任し、とくに部下の大熊喜邦や吉武東里と共に国会議事堂建設に尽力した。矢橋は大正期の大蔵省営繕、言い換えれば我が国の公共建築を支えた中心人物になっていく。

また大正期というのは我が国の建築物が煉瓦造から鉄筋コンクリート造に変わっていく、大きな転換期でもあった。その時代に矢橋は造家学科の同級生である遠藤於菟と並んで、大正12年(1923)の福井県庁舎、大正13年(1924)の石川県庁舎、岐阜県庁舎、北海道拓殖銀行小樽支店など、日本における本格的な鉄筋コンクリート造建物の黎明期を飾る作品の設計に関わっていく。

もう一人の建築顧問、佐野利器は、明治13年(1880年)山形県に生まれ、明治36年(1903年)に東京帝国大学工科大学建築学科を卒業後、同大学院にて架骨構造の研究を続

ける傍ら、同大学工科大学の講師も勤めた。翌年4月にはサンフランシスコ地震の被害調査を実施している。大学での教育・研究と共に、明治42年(1909)からは同大学の臨時建築係長兼営繕係監督を兼務した。翌年から主に鉄骨構造の研究のためにイギリス、アメリカ、ドイツ、イタリアに留学し、大正3年(1914)の帰国後に記された「家屋耐震構造論」で工学博士の学位を受けた。同書は、日本における耐震構造学の礎を築いた名著として名高い。一方で実際に建設される建築の構造設計も多く手掛けており、東京駅がその代表例である。関東大震災後には、東京市建築局長として区画整理事業を実施、耐火建築の普及に努めており、耐震構造の分野だけでなく震災予防を視野に入れた都市計画、防災工学の分野でも功績を成した建築家である。

大正13年(1924)の岐阜県庁舎建設において「設計及監督」を担当した清水正喜については、これまで岐阜県の主任技師とだけ知られていた。日本建築学会の会誌『建築雑誌』の大正11年(1922)3月号の会員動静欄に「任岐阜県技師叙高等官七等」、同12年(1923)5月号の転居欄に「岐阜市下新町四四」(下新町は県庁舎が建設された司町の北方1km足らずの場所)と記載されていたことから、清水は県庁舎新築のために岐阜県へ派遣された高等官であること、大正11年(1922)から岐阜県庁舎の設計に携わり、翌年6月の工事着工に合わせて現場近くに移り住んでいたことが判明した(図7)。さらに、同誌大正14年1月号の転居欄には「赤坂区檜町一〇」(現在の東京都港区赤坂)と清水の居住先が記され、岐阜県庁舎の竣工後に岐阜の地を離れて転居していたことも分かった。清水が関わった他の建築や、次の赴任先については不明である。

県庁舎新築に重要な役割を果たしたであろう人物がもう一人いる。それは、『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』にて、



図7 設計及監理清水正喜(中央)と営繕課長松尾国松(右)『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』清水写真館、大正13年11月、所蔵岐阜市歴史博物館

清水の横に岐阜県の営繕課長(土木課長の誤りか)として顔写真が掲載されている松尾国松である(図7)。松尾は、大正10年(1921)3月からは岐阜県土木課長、同12年(1923)3月からは岐阜県地方課長を拝命していた。前出の『八十年の回顧』には、土木課長就任直後に、暗くて製図作業に不具合のあった旧庁舎の部屋を改造した所、「土木課だけが明るくて通風のよい部屋になった。それが庁内でやかましい問題になった。他の部課長が承知しなかった。それが県庁舎改築の導火線となったのである。」といった出来事が記されている。これは大正10年(1921)に県庁舎新築の気運が高まった隠れた要因の一つと理解できる。

#### 4. 旧岐阜県庁舎の建築的特徴

##### 4. 1 敷地配置

旧岐阜県庁舎は岐阜市司町1番地に敷地を構える。明治7年(1874)竣工庁舎初代木造庁舎竣工後、庁舎南側には38戸の官宅街が設けられ、この地域は司の町と称されることになる。以降岐阜の司町地区は、県都岐阜市の行政の中心として、一時期は岐阜市役所(現美江寺公園)も立地するなど、文字通りの核となってきた地区である。旧岐阜県庁舎はこの司町の歴史的記憶を今に伝える建物である。

旧岐阜県庁舎へのアプローチは南の美江寺公園側から、まっすぐ旧岐阜県庁舎に向かう道が延び、アイストップの先に旧岐阜県庁舎正面玄関が望む。玄関の車寄せの左右には2本のヒマラヤ杉の大木が並んで立つ。庁舎の中に入ると、3階東南隅の旧知事室からは金華山の山並みが一望できる。敷地北側には昭和33年(1958)建設の増築棟が建てられ、合わせて県庁舎は口の字形平面になる。

##### 4. 2 平面計画

旧岐阜県庁舎の平面計画は山の字形である。その平面計画の分析は石田潤一郎『都道府県庁舎その建築史的考察』を参照しながら、考察したい。

まず、山の字形平面計画の出現の経緯については、石田によると、大正後期から昭和初期竣工の県庁舎の平面計画は明治後期に定型となった口の字形平面が姿を消し、日の字形平面が大勢を占めるようになる。また日の字形の背面側の棟を省いた山の字形の平面も出現する。この山の字形平面は大正12年の福井県庁舎が初見であり、以後、岐阜・山梨・徳島・和歌山の各県庁舎において出現する。山の字形平面の県庁舎のうち、最初の2つの庁舎は矢橋賢吉を設計顧問に迎えており、矢橋のサジェスションに基づくものかもしれないと石田は推測している。

口の字形、日の字形平面は採光条件の悪い部屋が多数生じること、また正面と背面に両面にアクセスが必要となる

ため、敷地に奥行きが必要になる等の問題を抱えていた。それらの欠点を解消するため、山の字形平面が採用されたと考えられる。しかし山の字形平面にも、背面ファサードの意匠や県会議事堂への直接アクセスの問題が残る。

そういう中で旧岐阜県庁舎の平面計画は、バランスのとれた山の字形の平面計画を有しているように思われる。

南側の正面は東西に長い左右対称型の平面構成で、東と西に事務室棟のウィングが北に伸びる。正面中央に玄関と2階、3階に通じる階段ホール、3階正面には正庁、東南隅に知事室、西南隅には内務部長室を配置し、中央の階段ホールの奥には県会議事堂ゾーンを設けるなど、明解な平面計画となっている。県会議事堂ゾーンはまた、北側に専用の玄関を設ける。

竣工時の写真を見ると(図8,9)、正面(県庁アクセス)、背面(県会議事堂アクセス)にそれぞれ車寄せと植え込みを設けて2つの玄関の特性を現しているほか、背面側のファサードも風格のある佇まいを有している。石田の指摘する山の字形平面の短所についても、旧岐阜県庁舎の平面計画は巧みにデザイン的処理を施し得ているように思われる。



図8 竣工時正面玄関 『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』清水写真館、大正13年11月、所蔵 岐阜市歴史博物館

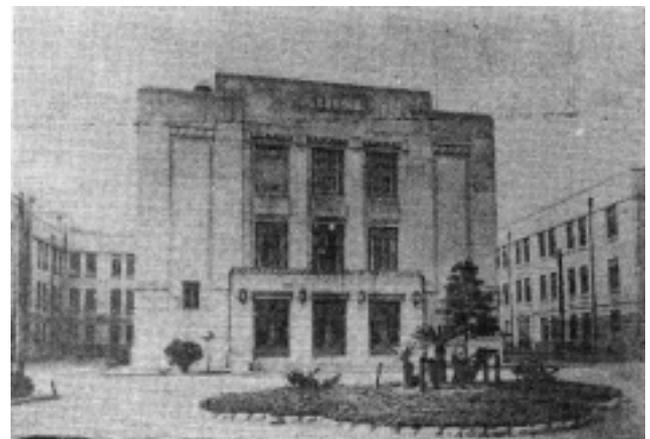


図9 竣工時の旧議会棟正面 『岐阜県議会史』より)

##### 4. 3 構造概要と歴史的背景

我が国で鉄筋コンクリート構造物が初めて作られたのは、

明治36年(1903)琵琶湖疎水に架けられたスパン7.5mの橋梁である。しかしこの時期には、国内で構造材料である鉄筋、セメントを生産することができず、欧米から輸入していた。大正中期になりようやく国産の鉄、セメントが普及しはじめ、大正12年(1923)になり、日本最初の鉄筋コンクリート造の本格的事務所建築と言われる三井物産横浜支店(遠藤於菟設計)が竣工し、同年福井県庁舎も鉄筋コンクリート造で建てられる。岐阜県庁舎はその翌年の竣工であり、現存する鉄筋コンクリート造県庁舎としては旧石川県庁舎とならび最初期の建物として、大きな建築史的意味をもつ。

本建物は、鉄筋コンクリート造地上3階建一部屋階付で、外壁一部に耐震壁を配置しているが、基本的にラーメン構造である。建物の最高高さは、19.09mである。平面形状は、山の字形で長手方向81.5m、短手方向48.2mの長方形平面である。基礎構造は、独立基礎を採用し、GL-2.84mの砂礫層に支持している。

構造区画は執務室などのスパンは約6.5mと鉄筋コンクリート造として無理のない柱割として計画されている。設計された当時は、鉄筋コンクリート構造を設計する基準は存在していなかった。大きなスパンを架け渡した梁は、生じる変形を抑制するため、柱2本を1セットとして配置している点が、この建物の構造設計に導入された新技術と指摘できる。

旧岐阜県庁舎の竣工から約20年後の昭和19年(1944)から21年(1946)にかけて東南海地震、三河地震、南海地震と、東海地方に影響を及ぼした大きな地震が連続して発生する。しかしこの地震による旧岐阜県庁舎の構造躯体への大きな損傷は確認できない。構造物における現在観察される大きな変形は、主に議場のクリープ変形(経年劣化等による歪み・変形)によるものと推定される。この最大スパン約17mを支持する機構は、スパン北側に柱を2本配置することにより高い固定度を得ることができ、大きな荷重による変形を抑制している。従って、構造躯体だけではなく建具や仕上げ材が変形を受けることも免れている。このような耐久性と耐火性に対するリダンダンシー(ゆとりや余裕)の確保が、竣工後89年間という時間の中で、この建物を長寿命

化させている要因のひとつと評価したい。

## 5. 様式・意匠

### 5.1 外観意匠

建築様式は「岐阜県庁舎新築工事概要」(大正13年)によると、「近世式ニシテ専ラ立体美ノ表現ニ努メ、簡単利便ヲ旨トシ耐震耐火、実用的要件ヲ具備スルヲ以テ主眼トセリ。」とあるように、黎明期の鉄筋コンクリート構造の庁舎として、外観はほとんど装飾を廃して、モダニズムに近い意匠表現となっている。確かに同時期に竣工した福井、鹿児島、神奈川、山梨、滋賀等の県庁舎の外観意匠と比べて、特に屋根や正面玄関周りなどが簡素な意匠で、官庁建築独特の威厳、厳めしさの表現についても極力控えめな印象をうける。

しかし注意深く見ると、よく構成されたファサードのデザインであることがわかる。まず第一に古典主義建築のセオリーに則った三層構成の正面立面をもつ。1階は壁脚部が長野県三留野(みどの)産花崗岩石張で仕上げられベースメント(基壇部分)をなす。2、3階はモルタル擬石仕上げであるが付柱の意匠が2、3階通しの大オーダーの佇まいを見せピアノノービレ(主要階)をなす。屋上部分はパラベットが立ち上がり、アテック部分をなす(図10)。

さらに正面の中央部と東西角、また背面側では旧県会議事堂部分を少し張り出させ、全体として立面に巧みに分節化された立体感を生み出してもいる。以上、全体として風格のある外観意匠をもついえよう。

### 5.2 内部空間

#### 1) 平面計画の構成

旧岐阜県庁舎の平面計画は山の字形である。南面にある山の字の横棒の中央部分に車寄せ、正面玄関がある。玄関を入り正面階段を半階のぼると2階に達し、吹き抜けのある階段ホールに出る。この階段ホールは庁舎全体の動線上の要の位置にある。大階段はT字形の平面である。3階に達し、通路を少し戻ると玄関の上部の位置にある正庁に通じる。山の字の横棒部分の廊下を東端に進んだ位置に旧知事室があり、逆廊下を西に進むと西端に旧内務部長室に通じる。旧県庁舎の



図10 南側正面立面図

4役のうち、あとの2人の警察部長室と学務部長室は2階のそれぞれ東西端に位置する。横棒部分の他の部屋は、3階には正庁副室、高等官食堂や会議室等が位置し、2階は2人の部長に関連する警察と学務関連の諸室が並ぶ。一般の県庁事務の諸室は2階、3階の東西両翼棟に並ぶ。1階は両翼棟が書庫、倉庫等、横棒部分が食堂、調理室、印刷室、会計・金庫、文書、守衛等が位置し、一般の事務室というよりは、庁舎機能のサポート的空間である。再び大階段に戻って、その横を抜け、奥に進むと旧県会議事堂の議場に通じる。山の字形で言えば、中央の縦棒の先端に位置する。

主要階段は正面中央の階段ホールに加え、横棒と東西の両翼の交差部分にそれぞれ設けられている。両翼の交差部分の階段近くには東西側から入るサブ入口も設けられており、多くの職員や一般の来庁者は東西の階段を主要動線として利用していたと思われる。正面中央の玄関から入り、階段ホールを通るルートは、職員の中でもある程度以上の階級の者しか利用することができなかつたようである。

旧県会議事堂部分は県庁舎側からもアクセスできたが、庁舎北側に専用の正面玄関をもつ。この正面玄関は議員等に加え、傍聴者も利用していたと思われる。

以上のように旧岐阜県庁舎の山の字形をもとにした平面計画は明解であり、動線上も機能的にもよく練られた設計であると思われる。

## 2) 内部空間の構成

アプローチは南側正面の車寄せが左右から玄関ポーチにアクセスする。玄関ポーチの前面は8段の階段になっている。玄関ポーチの平面は幅は玄関ホールと同じで約13.5m、奥行6mほどで、壁柱で囲まれた空間である。以前に玄関ポーチでコンサートが開かれたことがあるが、気持ちよい場所である。アプローチが半階上がることによって、1階部分は半地下のような位置になる。諸室の機能も1階は庁舎全体のサポート的空間であることは前述した通りである。

玄関ホールは幅約13.5m、奥行8mほどの広さがあり、金属格子にガラス入りの重厚な玄関扉を入ると、2階に達する正面階段が目飛び込んでくる(図3-5)。階段左右にはブース上に飛び出した部分があり、守衛室になっている。玄関ホールは2階分の吹き抜けになっている。内部の仕上げは2階分の壁の内、上部は漆喰仕上げであるが、人がふれる下部の壁や階段周りや2階の階段ホールに通じる開口部周りは灰色系の大理石で仕上げられている。玄関扉上部の壁には6枚の有名な岐阜県の自然や山岳をモチーフにしたステンドグラスが配されている(図3-6)。玄関ホールからまっすぐ見上げ、正面階段と2階階段ホール、さらにその先の3階の県会議事堂に通じる通路までも見通す眺めは圧巻

である。また2階の階段ホールからこの玄関の上部に出られるが、おもしろいテラス的小スペースとなっている。

階高は1階が低く、2、3階は同じであるが、3階の正庁のあるエリアだけは天井が高い。前述したように2、3階が主要階という印象である。

圧巻は階段ホールである(図11,12)。正面から入ってきて、Tの字に上る階段を12本の大理石の柱が囲み、平面に比べ高さが強調される空間に天窓からの光が差し込む。竣工当時の写真で見ると、天窓にはステンドグラスがはめ込まれ、階段の手すりには金属製らしき装飾があり、柱上部には柱頭飾りもつき、それは豪華な階段ホールであったことがしのばれる。階段ホールの床には常滑産のモザイクタイルが使われている。

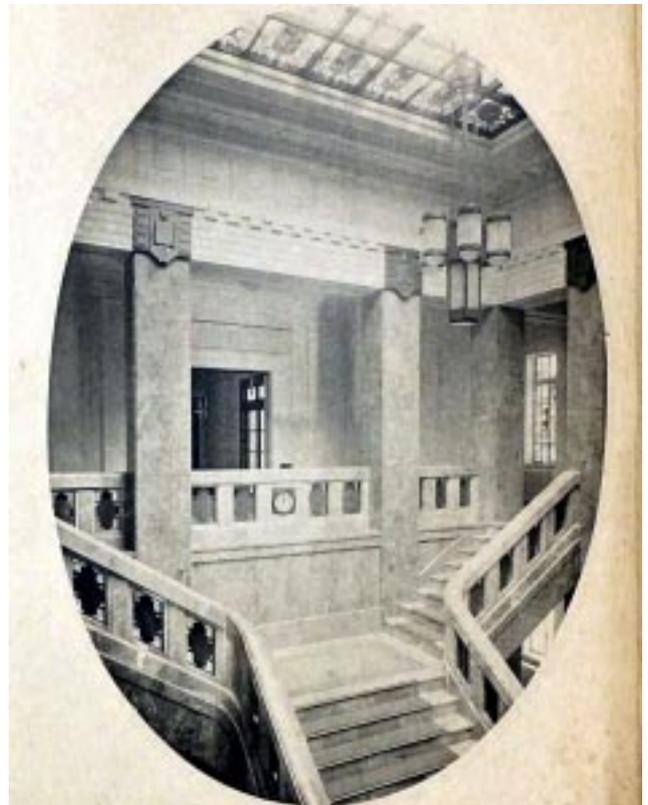


図10 竣工時階段ホール写真 『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』清水写真館、大正13年11月、所蔵 岐阜市歴史博物館



図11 階段ホール

2, 3階の内部空間は一般の執務室は大梁と小梁を表した天井である。廊下の天井は梁を隠すように仕上げがあるため、執務室よりも低い。

東西の角部屋は天井仕上げが構造の梁を隠すように化粧の梁型で天井を井桁に区切るようにモールディングが付く。知事室だけは、円形のモールディングが施され、他と意匠が区別される。

正面中央の階段室は2階から3階に上がるものだが吹き抜けになっていて、その内部空間は圧巻である。大理石張りの意匠は正方形のプランの中に、柱がやはり正方形をつくるように内側に12本建つ。階段は正面から真っ直ぐ上って踊り場で左右に振り分けられるT字型の構成である。

2, 3階の正面側の東西の角部屋は、それぞれ、2階が旧警察部長と旧学務部長、3階が旧知事室と旧内務部長室であるが、大理石のマントルピースとその上の漆喰飾り、天井のモールディングが、それぞれ異なる意匠で部屋を飾る。マントルピース意匠は、幾何学的でアールデコ風のデザインに特徴がある。3階の正面中央の旧正庁（最も重要な会議室）は赤いクロス張りの壁が特徴的である。

### 3) 内部空間の装飾

「旧正庁」を除く上述の4室および2階の「旧警察部長室」「旧学務部長室」の計6ヶ所にはマントルピースが設置されていた。これらは屋外へと繋がる煙突を持たないため、暖炉としての機能ではなく装飾のために設置されたものと考えられる。このことは「岐阜県庁舎新築工事概要」における「要所ニ若干ノ電熱器ヲ配置セリ」との記述からも理解できる。これらはすべて現存しておりそれぞれに使用されている石材や意匠が異なっている。

玄関ホール南面や「旧正庁」南側の欄間には、ステンドグラスが嵌め込まれている(図13,14)。玄関ホールのステ



図12 旧知事室マントルピース



図13 玄関ホール欄間の岐阜の山岳風景をモチーフにしたステンドグラス



図14 旧正庁欄間の長六角形と渦巻き模様のステンドグラス

ンドグラスは飛騨アルプスの山岳風景をモチーフとしたものであり、旧正庁欄間は独特の長六角形と渦巻き模様がモチーフに用いられている。さらに竣工時には階段ホールの東西窓、天窓もステンドグラスで飾られていた。

### 注

- 1) 「宮川家文書」 所蔵 岐阜県歴史博物館

### 参考文献

- 『岐阜県史通史編近代 上』岐阜県、昭和42年  
 『岐阜県写真帖』明治42年 所蔵 岐阜県立図書館  
 『岐阜市街新全図』明治22年 所蔵 岐阜市歴史博物館  
 『八十年の回顧』松尾国松、中部日本新聞社、昭和32年  
 「岐阜県庁舎新築工事概要」大正13年  
 『岐阜県議会誌 第一巻～第五巻』岐阜県議会、昭和55年～59年  
 『建築雑誌』日本建築学会  
 「岐阜県庁改築理由及沿革並改築計画ノ概要」『岐阜県議会誌』所収  
 『明治の建築家・妻木頼黄の生涯』北原遼三郎、現代書館、平成14年  
 『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』清水写真館、大正13年11月、所蔵 岐阜市歴史博物館

(提出期日 平成26年1月10日)